

利用にあたって

【調査の概要】

1 調査の目的

2010年世界農林業センサスは、平成22年を調査年とする農林業構造統計（統計法（平成19年法律第53号）第2条第4項に規定する基幹統計）を作成し、食料・農業・農村基本計画及び森林・林業基本計画に基づく諸施策並びに農林業に関する諸統計調査に必要な基礎資料を整備するとともに、国際連合食糧農業機関（FAO）の提唱する2010年農業センサスのための世界計画の趣旨に従い、各国農林業との比較において我が国農林業の実態を明らかにすることを目的とする。

2 調査の対象

- (1) 農林業経営体調査においては、一定の要件（用語の解説「農林業経営体」参照）に該当するすべての農林業経営体（試験研究機関、教育機関、福利厚生施設その他の営利を目的としない農林業経営体を除く）を対象とした。
- (2) 農山村地域調査においては、すべての市町村（21市町村）及び全域が市街化区域に含まれる農業集落を除くすべての農業集落（4,088集落）を対象とした。

3 調査期日

平成22年2月1日現在で実施した。

4 調査方法

- (1) 農林業経営体調査については、農林水産省－都道府県－市町村－指導員－調査員の実施系統で行う調査員調査で、農林業経営体による自計調査により実施した。
- (2) 農山村地域調査については、農林水産省－地方統計組織の実施系統で行い、市区町村用調査票は、市町村に対する往復郵送調査（なお、市町村の申出によりオンライン報告も可能とした。）とし、農業集落用調査票は、農業集落精通者に対し統計調査員が調査票を配付回収する自計調査（なお、農業集落精通者の申出により面接調査も可能とした。）とした。

5 広域市町村圏域区分

本文中の広域市町村圏域区分は次のとおりである。

広域市町村 圏 域 名	市 町 村 名
松 江 地 区	松江市、安来市、東出雲町
出 雲 地 区	出雲市、斐川町
雲 南 地 区	雲南市、奥出雲町、飯南町
大 田 地 区	大田市、川本町、美郷町、邑南町
浜 田 地 区	浜田市、江津市
益 田 地 区	益田市、津和野町、吉賀町
隠 岐 地 区	海士町、西ノ島町、知夫村、隠岐の島町